

使用上の注意

○施設

- ・施設等を破損しないこと。
- ・使用者の責において破損した場合、修繕費用を負担していただきます。
- ・体育館は土足使用禁止
- ・体育館の備品は無許可で使用しないこと。
- ・敷地内は禁煙、火気使用禁止
- ・敷地周辺にタバコの吸殻等を投棄しないこと。
- ・敷地周辺の路上に車両等を駐車しないこと。
- ・施設使用後は、駐車場の車を速やかに移動すること。
- ・適切な換気、こまめな手洗い・消毒を行うこと。

○後片付け

- ・体育館は、使用後に必ず清掃（モップ掛け）すること。
（使用範囲に関わらず、体育館全面を清掃すること。）
- ・運動場は、使用後に必ず整地（トンボ、ブラシ掛け）をすること。
- ・トイレは清潔に保つこと（施設使用者が清掃すること。）。
- ・使用した道具等は元の場所に戻すこと。

○使用後

- ・入口等の施錠を確認すること。
- ・体育館内の照明機器の消灯を確認すること。
- ・ゴミ等は全て持ち帰ること。

○その他

- ・使用者の都合により使用をしない場合は、協働コミュニティ推進課まで連絡をしてください。なお、連絡なく使用を中止した場合は、次の使用ができなくなる場合があります。
- ・使用に際して事故、器具の破損等が生じた時は、速やかに下記連絡先に申し出て指示を仰いでください。使用者の責において破損した場合は、修繕費用を負担していただきます。

連絡先

- 日新 築地 安原 塩江 上西小学校跡
協働コミュニティ推進課 TEL 087-839-2277
- 安原 塩江 上西小学校跡
塩江支所 TEL 087-897-0131
- 四番丁小学校跡
創造都市推進局埋蔵文化財センター TEL 087-823-2714